

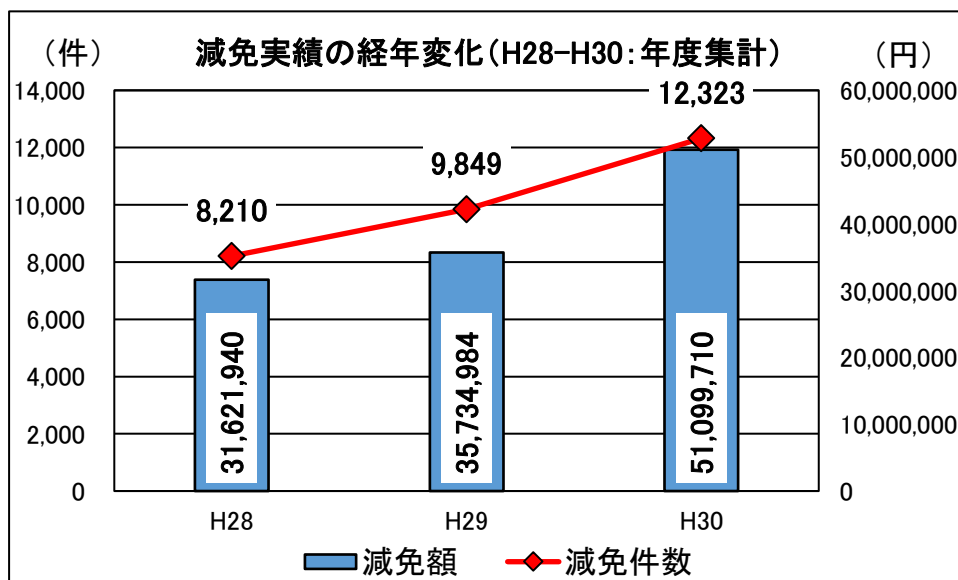
平成 28 年度から平成 30 年度における減免実績について

平成 29 年 10 月に実施した使用料見直しに合わせて、同じ団体が同じ目的で公共施設を使用した場合、どこの施設でも同じ対応を取れるよう、各施設の条例施行規則で別々に規定していた減免の取扱いを統一している。

使用料見直し以降、利用件数や使用料収入については定期的な調査によって実績を把握してきているが、使用料収入の増加額が使用料見直し時の見込みである 7 千万円には及ばない状況であり、その理由を探るために過去 3 年度間における減免実績の調査を施したものの。

1 年度別の変化

過去 3 年度間における減免実績は、件数、金額共に増加傾向にある。

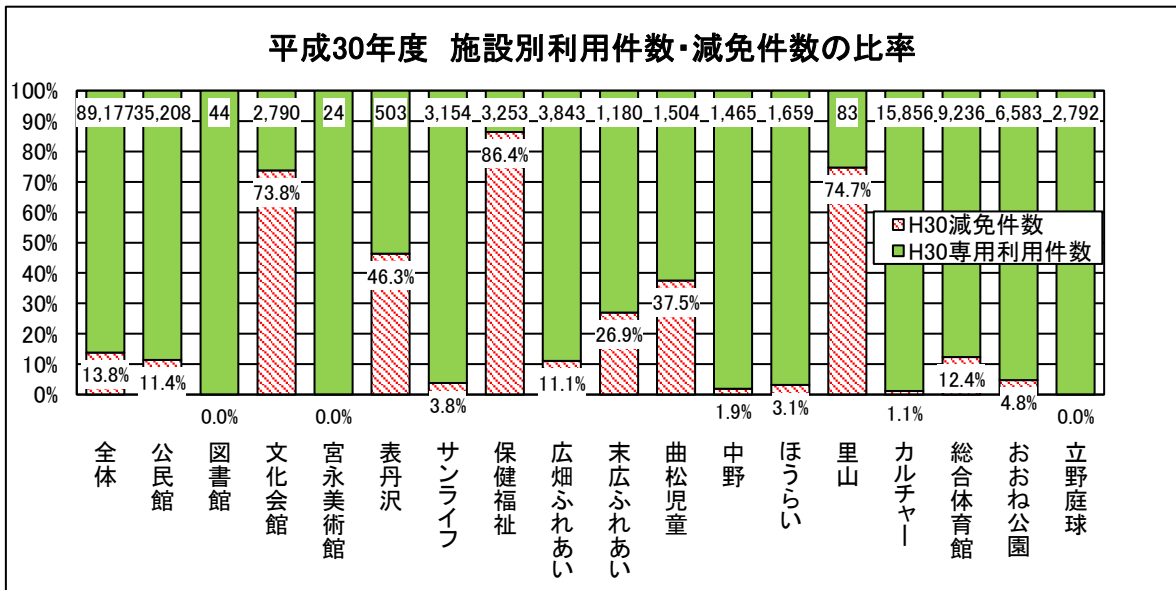
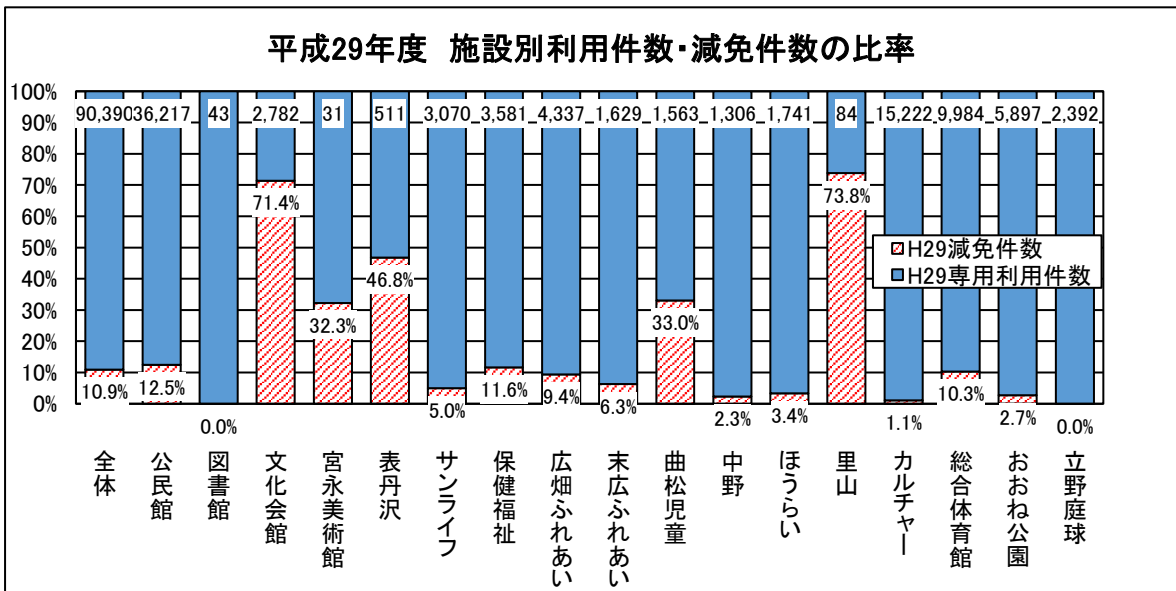
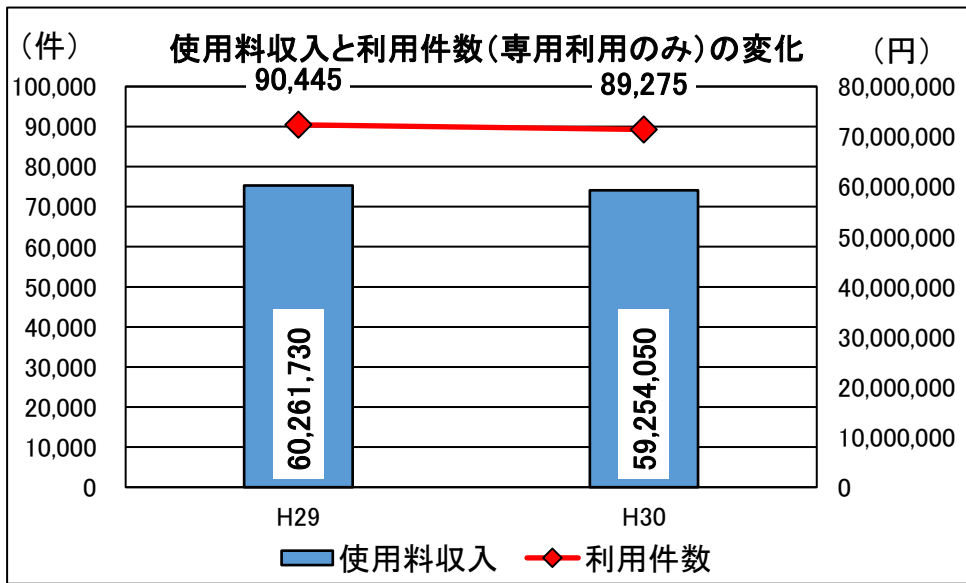


各年度における件数・金額の増加は次のとおり。

H28⇒H29		H29⇒H30	
減免件数	減免金額	減免件数	減免金額
+1,639 件 (+20.0%)	+411 万円 (+13.0%)	+2,474 件 (+25.1%)	+1,536 万円 (+43.0%)

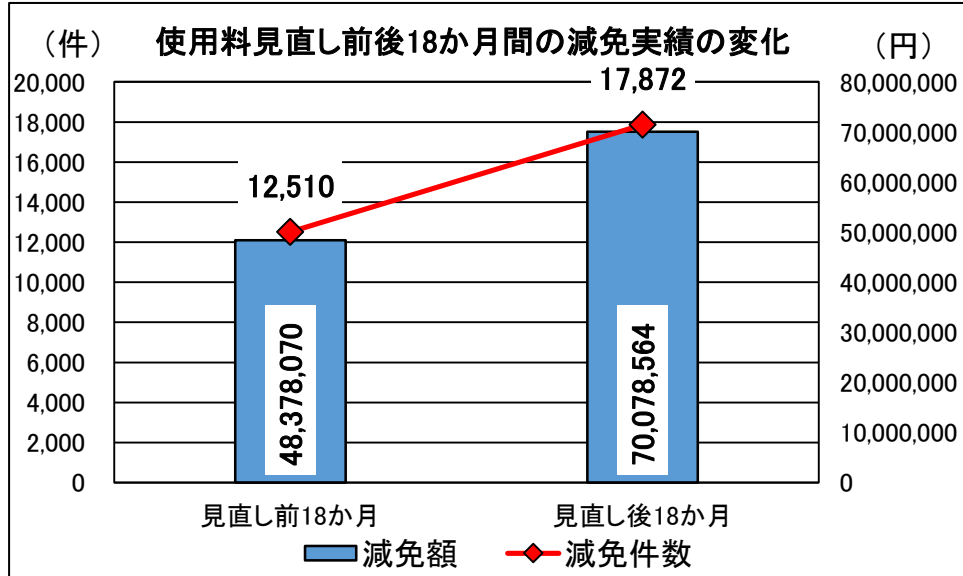
減免対象となる利用は専用利用であるため、平成 29 年度と平成 30 年度における専用利用の状況を調べたところ、次ページのとおりとなった。

利用件数、使用料収入とも微減であり、専用利用に限ると使用料見直しによる値上げの影響は非常に限定的となり、利用件数に占める減免件数の割合の増加がその一因であるとも考えられる。



2 見直し前後の変化

過去3年間を使用料見直し施行前後の18か月に分けて集計したところ、減免件数は5,362件(42.9%)、減免金額は約2,170万円(44.9%)の増加となった。



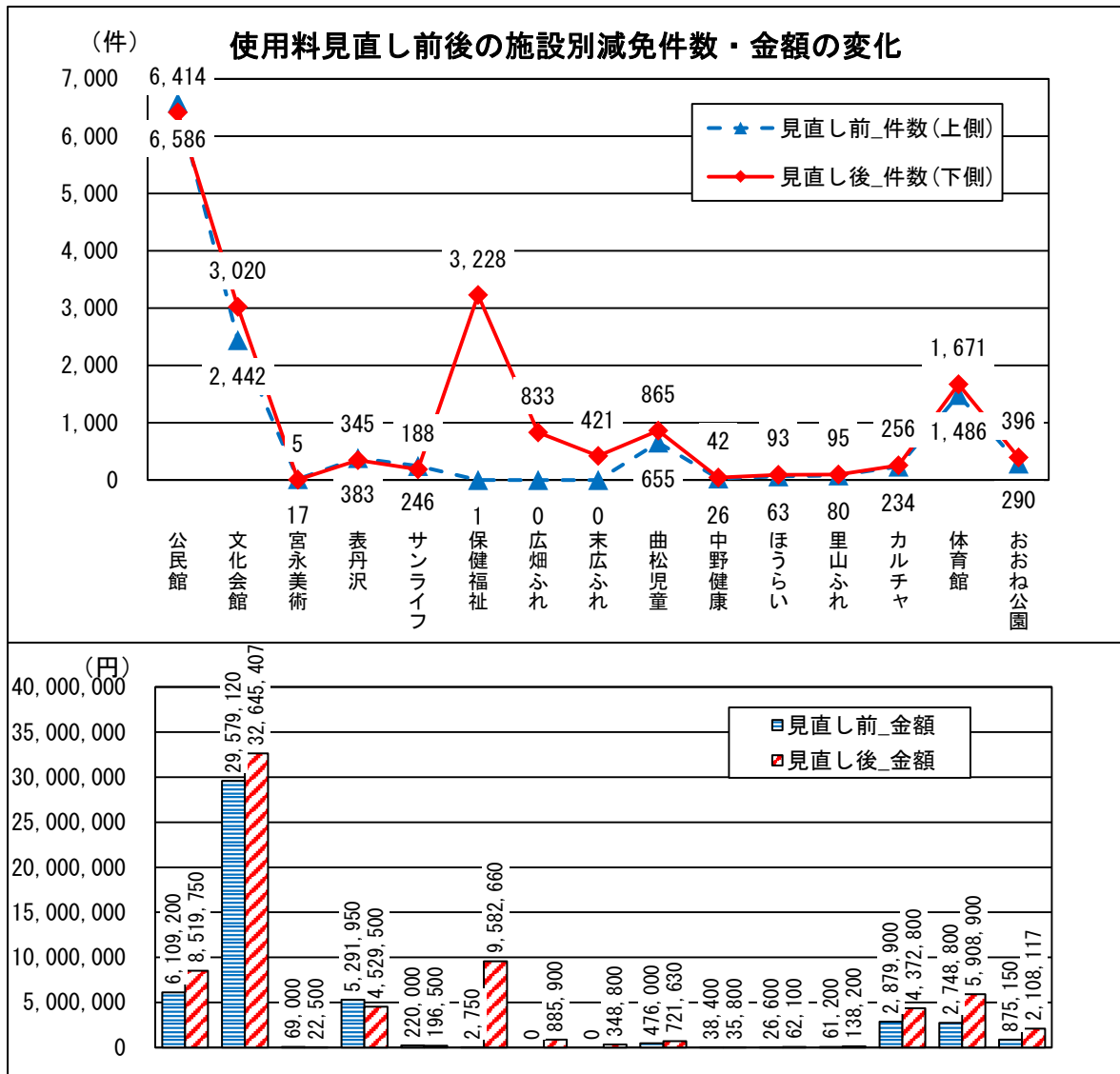
使用料見直し時における収入見込み額は、平成25年度決算ベースの施設別・部屋別の使用料収入実績に、使用料単価の改定率を乗じて算出していたため、具体的な数字ではないが、減免件数や減免金額は反映されていたことになる。実際の減免件数は42.9%増となり、これに対応する減免金額も同程度(44.9%)の増加となった。

使用料見直しによる平均の改定率が55%であることを考えると、減免金額はこの率を加味した割合で増加するはずであるが、実績ではそこまで増加していない。これまでの使用料収入実績調査においては、使用料値上げによって、同じ機能の部屋であれば築年数が古くより安価な部屋が、また、同一施設内であれば、より安価となる狭い部屋の利用が増加している傾向が見られ、このことが減免件数と金額の不一致に影響しているとも考えられる。

3 使用料見直し前後18か月における施設別の変化

施設別の変化は次ページのとおりとなった。

使用料見直し時には、減免規定の統一により減免件数は減少するが、使用料の値上げによって減免金額は増加する、と予測していたが、その傾向が認められるのは公民館のみである。



減免件数、減免金額ともに減少しているのは、宮永岳彦記念美術館、表丹沢野外活動センター、サンライフ鶴巻の3施設のみとなったが、件数、金額ともに全体に大きな影響を及ぼす数値ではない。また、立野緑地庭球場は3年度間における減免実績が0件となった。

中野健康センターだけは、件数が増加したにもかかわらず金額が減少した。これは、1件当たりの減免金額が減少したこと、つまり減免対象となる活動の利用時間が短縮されたためと思われる。

残りの施設は、減免件数・金額ともに増加しているが、その内容には大きな違いがあるように見受けられるため、次のとおり施設別に考察する。

(1) 図書館・広畑ふれあいプラザ・末広ふれあいセンター

使用料見直し時に有料化したため、件数、金額ともに皆増となっている(図書館は減免実績なし)。

(2) 文化会館

減免規定見直しにより、減免適用範囲が拡大されたほか、50%減免が全額減免になるなど、件数、金額ともに大きな影響を受けた結果、減免件数、金額ともに増加となった。

(3) 保健福祉センター

今回の減免調査において、減免件数、金額ともに最大の増加を示した施設である。当初、使用料は原則無料としたうえで目的外の使用のみ有料としていたが、使用料見直しに合わせて有料施設化したことで、本来の目的に合致する利用を減免扱いとしたため件数、金額ともに大幅に増加することとなった。

(4) 曲松児童センター・ほうらい会館

保健福祉センターと同様に、原則無料から有料化したことで件数、金額が増加しているが、見直し前にもある程度の減免実績があるため、保健福祉センターほどの増加ではない。

(5) 里山ふれあいセンター

見直し前後で月平均1件ほどの減免件数の増加あったことにより、減免金額も増加しているが、全体に大きな影響を及ぼす数値ではない。

(6) カルチャーパーク

対象となる施設は、野球場、陸上競技場、庭球場、管理棟集会室の4つだが、管理棟集会室は減免実績がない。

残る3施設のうち、野球場が件数で38.0%、金額で141.0%の増と、減免実績の増加の原因となっているほか、陸上競技場も件数(3.6%)、金額(16.2%)ともに微増である。庭球場の件数は6.5%の減だが金額は35.5%増となっている。

(7) 総合体育館

ア メインアリーナ

件数が11.2%増加しているが、元々の稼働率が高いため大きな増加にはならなかったものと思われる。これに対し金額が121.1%増であり、使用料改定率が100%であることを考えれば、ほぼ妥当な増加であるといえる。

イ サブアリーナ

件数が48.9%、金額が234.1%の増となった。

ウ 第1武道場

件数は0.1%減少となり、見直し前後でほぼ同程度となった。減免金

額も 76.5%増加となった。

エ 第 2 武道場

件数が 63.3%、金額が 181.7%の増となった。

オ メインアリーナ～第 2 武道場までの総括

これら 4 つの部屋の使用料改定率は 100%であり、それぞれの部屋の件数、金額の増加は全て妥当な範囲と考えられる。また、これら 4 つの部屋の合計が、総合体育館全体件数の 88.1%、金額の 96.8%を占めている。

(8) おおね公園

減免件数、金額ともに増加した原因は、平成 29 年 7 月から平成 30 年 1 月まで多目的広場の改修工事を実施していた影響が挙げられる。改修工事終了と使用料値上げが重なったため、減免件数の増加（29.5%）以上に減免金額が増加（191.4%）する結果となった。

4 使用料収入が当初見込み（7,000 万円）ほど増加しない理由

使用料見直しによる専用利用の減少もその理由として挙げられるが、今回調査した減免実績を見ると、平成 29 年度から平成 30 年度にかけて、専用利用の件数に対する減免件数割合が増加（10.9%⇒13.8%）していることも一因と考えられる。

しかし、使用料収入には、減免のほか、はだのっ子応援券による減額、70 歳以上及び中学生以下の共用利用の無料化、値上げによる利用件数の減少など、複数の要因が関係しているため、全ての要因をまとめて、改めて考察することとしたい。